

## 運行記録計の記録確認徹底について

運行記録計による記録については、貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下、輸送安全規則という。)で『車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の事業用トラックの全て』に対して道路運送車両の保安基準に適合する運行記録計の装着が義務付けられています。

事業者の皆様には、アナログ式運行記録計またはデジタル式運行記録計により「瞬間速度」、「走行距離」、「運行時間」の記録及び保存を行い管理していると思いますが、群馬県における巡回指導において運行記録計の記録不備等による指摘が多く見受けられます。

指摘内容としては、特にチャート紙による記録において、“距離計の針の不具合”により、走行距離が適切に記録されていないケースが多く見受けられます。

また、“連続運転”や“拘束時間”、“休息期間”を偽ること等を目的として、故意的な抜き取り行為等を行うなど、様々な原因から記録不備の指摘が目立つ状況にあります。

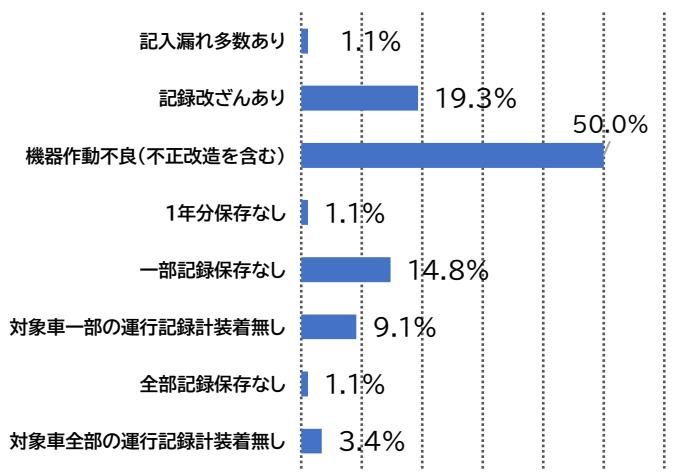
運行記録計自体の不具合であれば、速やかに修理等を行うことにより適切に記録されますが、故意的な行為によるものは、個々の運転者に対する確認や指導が必要となります。

事業者及び管理者の皆様は、日々の“拘束時間”や“連続運転”、“速度超過”についての確認は十分に行っているものの、距離計の記録や記録計の抜き取り行為等についての確認は、失念している傾向があるよう感じます。

輸送安全規則等では、運行管理者の業務として「運行記録計の管理とその記録を保存すること」、「運行記録計装着義務車両で運行記録計による記録ができない車両を運行させないこと」、「運行記録計による正確な記録が得られるよう運行記録計の整備及び記録用紙の当該装置への着脱等の管理を行うこと」と定められています。

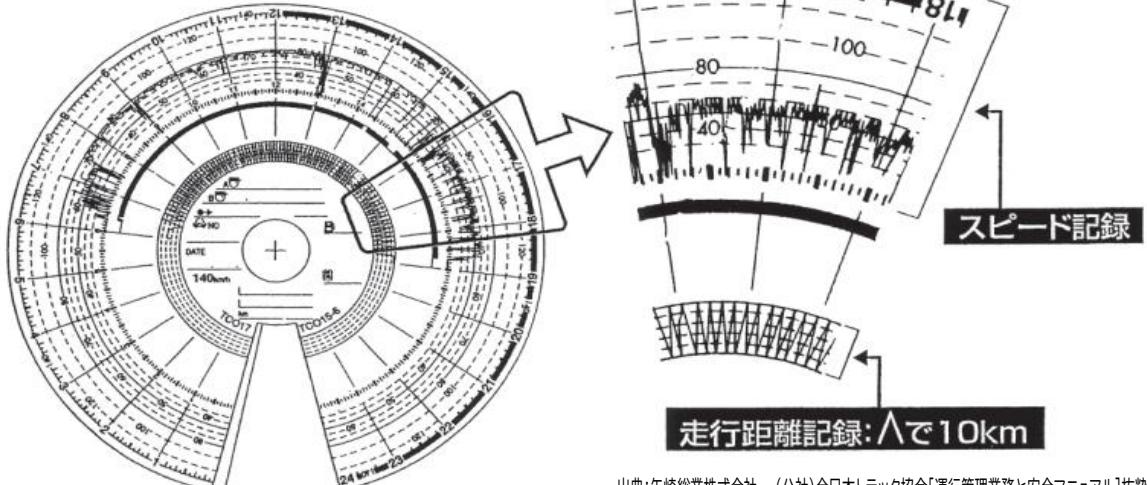
事業者及び運行管理者の皆様には、日々の運行記録計の記録内容をしっかりと確認のうえ、運転者に対する指導監督や運行管理業務等を行っていただきますよう、管理の徹底をお願いいたします。

### 巡回指導における運行記録計の指摘状況 (令和4年3月現在)



群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

運行記録計は、自動車の瞬間速度、  
運行距離や時間等を記録するものです。



出典:矢崎総業株式会社 (公社)全日本トラック協会「運行管理業務と安全マニュアル」抜粋

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
電話 027-212-8821